

令和3年度 第3回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 議 資 料

特定個人情報保護評価の見直しについて（報告）



加 業 発 第 2 6 8 号
令和 4 年 1 月 1 3 日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長 様

加須市長 大 橋 良



特定個人情報保護評価の見直しについて（報告）

特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価を見直した評価書について、下記のとおり報告します。

記

1 評価を見直した評価書

No	評価書名	担当課
1	生活保護に関する事務	生活福祉課
2	予防接種に関する事務	健康医療推進課
3	母子保健に関する事務	子育て支援課
4	健康増進に関する事務	いきいき健康長寿課

2 見直しする事由

（1）特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づくもの

【上記1のNo1、3の事務が該当】

特定個人情報保護評価に関する規則第14条において、すでに公表している評価書について少なくとも1年ごとに内容の見直しを行うよう努めるとされていることから、見直しを実施

（2）事務の見直し等に伴うもの

【上記1のNo2、4の事務が該当】

《No2》 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付開始等に伴い評価の見直しを実施

《No4》 健康増進法に基づき市町村が実施する検診（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診）について、マイナンバーを用いた情報連携が可能となることから評価の見直しを実施

3 記載内容の主な変更事項

No	評価書名	主な記載内容の変更
1	生活保護に関する事務	・ 番号法改正に伴う変更 ・ しきい値判断の時点変更
2	予防接種に関する事務	・ 特定個人情報ファイルを取扱う事務の内容の変更 ・ 特定個人情報の使用方法の変更 ・ 特定個人情報の保管場所の変更 等
3	母子保健に関する事務	・ 番号法改正に伴う変更 ・ 組織名称の変更 ・ しきい値判断の時点変更
4	健康増進に関する事務	・ 特定個人情報ファイルを取扱う事務の概要やシステム名称の変更 ・ 情報連携の実施有無や法令上根拠の変更 ・ 組織名称の変更 ・ しきい値判断の時点変更

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和3年12月22日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	加須市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助などの必要な保護を行い、自立を助長する。また、受給者の資力等の状況により保護費の返還又は徴収に関する事務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)生活保護受給者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2及び第59条の3【情報照会】第19条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	加須市役所 福祉部 生活福祉課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	加須市役所 福祉部 生活福祉課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の25の項、内閣府・総務省令第15	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、内閣府・総務省令第7号第8条第1、2号 別表第二の10の項、内閣府・総務省令第7号第9条第1、2、3号 別表第二の14の項、内閣府・総務省令第7号第11条 別表第二の16の項、内閣府・総務省令第7号第12条第1、2、3号 別表第二の24の項、内閣府・総務省令第7号第17条 別表第二の26の項、内閣府・総務省令第7号第19条 別表第二の27の項、内閣府・総務省令第7号第20条第4、5、6、7、9、10号 別表第二の28の項、内閣府・総務省令第7号第21条第1、4、5、7、8、9号 別表第二の31の項、内閣府・総務省令第7号第22条第2、3、4、5、7号 別表第二の54の項、内閣府・総務省令第7号第28条第1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二の61の項、内閣府・総務省令第7号第32条第1、2号 別表第二の62の項、内閣府・総務省令第7号第33条 別表第二の64の項、内閣府・総務省令第7号第35条 別表第二の70の項、内閣府・総務省令第7号第39条第1号 別表第二の87の項、内閣府・総務省令第7号第44条第1号 別表第二の94の項、内閣府・総務省令第7号第47条第2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二の104の項、内閣府・総務省令第7号第52条 別表第二の106の項、内閣府・総務省令第7号第53条第1、2、3号 別表第二の108の項、内閣府・総務省令第7号第55条第1、2、3、4号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、内閣府・総務省令第19条	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条及び第55条 【情報照会】第19条	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	羽鳥 智文	柿沼 峯一	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住所:埼玉県加須市下三俣290番地	住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 8. 連絡先	住所:埼玉県加須市下三俣290番地	住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条及び第55条 【情報照会】第19条	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条及び第59条の2 【情報照会】第19条	事後	法令の改正
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 社会福祉課	福祉部 生活福祉課	事後	部署名の変更
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	柿沼 峯一	生活福祉課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	加須市役所 福祉部 社会福祉課	加須市役所 福祉部 生活福祉課	事後	部署名の変更
平成30年6月29日	I 関連情報 8. 連絡先	加須市役所 福祉部 社会福祉課	~	事後	部署名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条及び第59条の2 【情報照会】第19条	・番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,38,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び119の項【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第13条,第14条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第24条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2,及び第59条の3 【情報照会】第19条	事後	法令の改正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び119の項【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2及び第59条の3 【情報照会】第19条	・番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2及び第59条の3 【情報照会】第19条	事後	法令の改正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和4年1月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなっており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム（VRS）を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1) 健康管理システム（予防接種） 2) 団体内統合宛名システム 3) 中間サーバー 4) ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 予防接種ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	（情報連携） ・番号法第9条第1項、同法別表第一の10の項及び93の2の項、主務省令第10条及び67条の2 ・番号法第19条第8号 （VRSによる情報提供・照会） ・番号法第19条第6号及び第16号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条及び第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康医療部 健康医療推進課・子ども局 子育て支援課
②所属長の役職名	健康医療推進課長・子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 子ども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 子ども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	間下 知子	健康づくり推進課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の18の項及び主務省令第13条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、18の項及び主務省令第12の2、12の2の2、13条	事後	記載項目の変更
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	I 関連情報 1-②事務の概要	加須市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務 ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなっており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	加須市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務 ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなっており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	記載項目の変更
令和2年12月23日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10の項及び主務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項、主務省令第10条及び67条の2	事後	記載項目の変更
令和2年12月23日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、18の項及び主務省令第12の2、12の2の2、13条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、18、115の2の項、主務省令第12の2、13条及び59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12の2、12の2の2、13条及び59条の2	事後	記載項目の変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月8日	I 関連情報 1-②事務の概要	加須市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとされており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	加須市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとされており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	記載項目の変更
令和3年2月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年2月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	I 関連情報 1-②事務の概要	加須市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとされており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとされており、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム（VRS）を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。	事後	保護評価の再実施に伴う記載項目の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 1-③システムの名称	1) 健康管理システム（予防接種） 2) 団体内統合宛名システム 3) 中間サーバー	1) 健康管理システム（予防接種） 2) 団体内統合宛名システム 3) 中間サーバー 4) ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	保護評価の再実施に伴う記載項目の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項、主務省令第10条及び67条の2	（情報連携） ・番号法第9条第1項、同法別表第一の10の項及び93の2の項、主務省令第10条及び67条の2 ・番号法第19条第8号 （VRSによる情報提供・照会） ・番号法第19条第6号及び第16号	事後	保護評価の再実施及び令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う記載項目の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、18、115の2の項、主務省令第12の2、13条及び59条の2 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号、別表第二の16の2、18、115の2の項、主務省令第12の2、12の2の2、13条及び59条の2	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条及び第59条の2	事後	保護評価の再実施及び令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う記載項目の変更
令和3年8月1日	I 関連情報 5-①部署	健康医療部 健康づくり推進課	健康医療部 健康医療推進課・子ども局 子育て支援課	事後	組織改正
令和3年8月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	健康づくり推進課長	健康医療推進課長・子育て支援課長	事後	組織改正
令和3年8月1日	I 関連情報 7. 請求先	加須市役所 健康医療部 健康づくり推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 子ども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	I 関連情報 8. 連絡先	加須市役所 健康医療部 健康づくり推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-5020 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 子ども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正
令和3年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	対象人数の変更 (保護評価の再実施)
令和3年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	対象人数の変更に伴う保護評価の再実施
令和3年8月1日	IVリスク対策 1	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	対象人数の変更に伴う保護評価の再実施
令和4年1月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなり、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム（VRS）を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の事務手続 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなり、その保存手続 番号法の別表第二に基づいて、当市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム（VRS）を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和4年1月21日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	予防接種 ・予診票などの接種通知の発行 ・予防接種の接種実績の登録・集計
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()

システム2～5

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内で個人を一意に特定できる統合宛名番号を付番する。 2) 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号と個人番号を紐づける。 3) 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4) 既存システム連携機能 既存システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムと既存システムとの情報の授受を仲介する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録に照会、電子申請受付・電子交付の実施を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	(情報連携) ・番号法第9条第1項、同法別表第一の10の項及び93の2の項、主務省令第10条及び67条の2 ・番号法第19条第8号 (VRSによる情報提供・照会) ・番号法第19条第6号及び第16号	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条及び第59条の2	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康医療部健康医療推進課、 こども局子育て支援課	
②所属長の役職名	健康医療推進課長、子育て支援課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	加須市の住民基本台帳に記録され、予防接種の対象となる者	
その必要性	予防接種の実施及び接種記録を適正に管理するため	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	【個人番号(宛名番号)】 ・記載された番号をキーとして、個人を検索するため 【その他識別情報尾】 自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 発送・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 接種情報を利用した事務を行うため。	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	健康医療部 健康医療推進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書電子交付機能を含む。))
③使用目的 ※		個人番号により個人を検索するため。 情報提供ネットワークシステムに予防接種データを提供するため。 ワクチン接種記録システム(VRS)に接種対象者情報を登録するため。
④使用の主体	使用部署	健康医療部 健康医療推進課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合		予防接種記録の一元管理のため、予防接種の実施に必要な情報、外部から取得した接種記録などを宛名番号、氏名、生年月日等により突合し、登録する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供する ために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	システムの保守・運用	
①委託内容	接種記録の情報連携	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	システムの保守・運用	
①委託内容	接種対象者の登録、接種券発行等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算㈱	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面による審査
	⑥再委託事項	接種対象者の登録、接種券発行等
委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先2	国
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録
③提供する情報	接種対象者、接種記録等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	都度
提供先3	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
7. 備考	
<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。	

(別紙) 特定個人情報記録項目

住基情報	乳幼児個別予防接種	高齢者インフルエンザ	成人用肺炎球菌	風しん第5期	新型コロナウイルス感染症 対策に係る予防接種	臨時接種
宛名番号	接種コード	西暦年度	西暦年度	西暦年度	個人番号	接種種別
世帯番号	接種回数	接種日	接種日	実施日	宛名番号	接種回数
カナ氏名	接種・予診日	接種日年齢	接種日年齢	クーポン	自治体コード	西暦年度
漢字氏名	年度	年度末年齢	年度末年齢	実施区分	接種券番号	接種日
生年月日	接種日年齢	基準日年齢	基準日年齢	接種(実施)判定	属性情報(氏名、生年月日、性別)	接種判定
性別	対象外判定	受診時国保区分	請求日(月)	接種日年齢	接種状況(実施/未実施)	接種日年齢
続柄1	接種判定	請求日(月)	実施医療機関	年度末年齢	接種回(1回目/2回目)	年度末年齢
住民区分	混合接種 何種	実施医療機関	接種番号	基準日年齢	接種日	請求日(月)
外国人判定	実施医療機関	接種番号	接種判定	実施医療機関	ワクチンメーカー	実施医療機関
郵便番号	Lot.No	接種会場	Lot.No	抗体検査方法	ロット番号	実施場所
住所日本語	接種量	問診医	皮下・筋肉内注射の別	抗体価	ワクチン種類(※)	実施区分
方書名称	特記事項	接種医	接種量	抗体価範囲	製品名(※)	問診医
住所コード	未接種理由	接種判定	接種区分	抗体価単位	旅券関係情報(旧姓・別 姓・別名、ローマ字氏名、 国籍、旅券番号)(※)	接種医
町内会コード	肺炎球菌種類	Lot.No	65歳未満接種理由	抗体検査判定結果	接種番号	接種番号
異動事由		接種量	特記事項	抗体検査番号	メーカー	メーカー
異動日		実費徴収区分		接種番号	Lot.No	Lot.No
住民になった事由		接種済証交付有無		請求日(月)	証明書ID(※)	接種量
住民になった日		65歳未満接種理由		Lot.No	証明書発行年月日(※)	未接種理由
住民でなくなった事由		未接種理由		接種量	※新型コロナウイルス感染 症予防接種証明書の交付に 必要な場合のみ	特記事項
住民でなくなった日		特記事項		対象外判定		
国籍		予備項目1		特記事項		
個人予備1		予備項目2				
		予備項目3				
		優先接種対象者等分類				
		年齢区分				
		保存剤の添加有無				
		インフルエンザ区分				

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより、必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSの検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	アクセス権限を限定するなど、番号制度の担当者以外は参照できないこととしている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
----------	---

具体的な管理方法	指静脈認証、パスワードによりログインを制御している。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
----------	---

その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。

- ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。

③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報の取扱特記事項等により規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	誓約書の提出を求めている。	
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	常時、詳細な報告を求めることとしている。	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ 転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・ 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・ 特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを使用できる場所を本市の電算室内に限定し、常に有人の状態での使用環境としている。 (「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載)		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	中間サーバーにおいて、どの特定個人情報をもどの職員が使用したかを記録することで、不正を抑制している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	入退室管理がされ、施錠が可能な電算室内に情報を置くことで漏えい、滅失、毀損を防ぐ。 <ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	内部監査を実施し、安全を確認している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	
10. その他のリスク対策		
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111
②請求方法	加須市個人情報保護条例に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111
②対応方法	問合せの受付時に、対応についての記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年1月21日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月21日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	予防接種法、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年1月21日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②システムの機能	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会、電子申請受付・電子交付の実施を行う。	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報情報の入手・使用 ⑤使用方法	適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報情報の取扱いの委託 委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報情報の取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報情報の取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報情報の取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名		株式会社ミラボ	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報情報の取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無		再委託しない	事後	

令和4年1月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去	【保管場所】 入退室が管理され、施設可能な本市の電算室内 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	【保管場所】 入退室が管理され、施設可能な本市の電算室内 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲ リスク対策 2 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲ リスク対策 2 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容(続)		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 特定個人情報の入手	本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより、必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選べることで、交付申請者が不要な情報送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 (続)		・券面入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSの検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	

令和4年1月21日	リスク対策 7 特定個人情報の 保管・消去 その他の措置 の内容	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、母子保健に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和3年12月22日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	加須市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導 ⑩低体重児の届出の受理 ⑪低体重児の届出に係る事実の確認 ⑫養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑬養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑭母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、当市は母子保健に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索機能・電子申請機能での受領も含む。
③システムの名称	1. 健康管理システム(母子保健) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 母子保健ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一の49の項及び主務省令第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項及び主務省令第19条、30条、38条の3、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の69の2、70の項及び主務省令第38条の3、39条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども局 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	—	※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索機能・電子申請機能での受領も含む。	事前	事務手続きの追加
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	—	4. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の追加
平成30年6月29日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	間下 知子	健康づくり推進課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	—	⑫養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑬養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑭母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	番号法の改正による見直し
令和1年12月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 健康づくり推進課	健康医療部 健康づくり推進課、 こども局子育て支援課	事後	番号法の改正による見直し
令和1年12月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり推進課長	健康づくり推進課長 子育て支援課長	事後	番号法の改正による見直し
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の56の2、69の2、の項及び主務省令第30条、38条の3	(情報提供の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項及び主務省令第19条、30条、38条の3、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の69の2、70の項及び主務省令第38条の3、39条	事後	記載内容の見直し
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 4. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項及び主務省令第19条、30条、38条の3、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の69の2、70の項及び主務省令第38条の3、39条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項及び主務省令第19条、30条、38条の3、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の69の2、70の項及び主務省令第38条の3、39条	事後	番号法の改正による見直し
令和3年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 健康づくり推進課、 こども局子育て支援課	こども局 子育て支援課	事後	組織改正による変更
令和3年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり推進課長 子育て支援課長	子育て支援課長	事後	組織改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・請求先	加須市役所 健康医療部 健康づくり推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須 保健センター 電話：0480-62-1311	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正による変更
令和3年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問い合わせ	加須市役所 健康医療部 健康づくり推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須 保健センター 電話：0480-62-1311	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正による変更
令和3年12月22日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、健康増進に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和4年1月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	加須市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診②骨粗しょう症検診③肝炎ウイルス検診④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査⑤特定健康診査非対象者に対する保健指導⑥がん検診等に関する、各種検診の受診結果等の管理、受診券の発行・検診勧奨事務、保健指導・相談事務、健康増進事業の実施に関する情報の提供(健康増進法第19条の4) 番号法の別表第二に基づいて、当市は健康増進に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 健康管理システム(住民健診) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)健康増進ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の76の項及び主務省令第54条
--------	--------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第50条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・別表第二省令第50条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康医療部 いきいき健康長寿課
②所属長の役職名	いきいき健康長寿課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	関下 知子	健康づくり推進課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「Ⅳリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署①部署	健康づくり推進課	いきいき健康長寿課	事後	組織名称の変更
令和3年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	健康づくり推進課長	いきいき健康長寿課長	事後	組織名称の変更
令和3年12月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康づくり推進課	いきいき健康長寿課	事後	組織名称の変更
令和3年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	健康づくり推進課	いきいき健康長寿課	事後	組織名称の変更
令和3年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和4年1月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	加須市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診 ②骨粗しょう症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑤特定健康診査非対象者に対する保健指導 ⑥がん検診	加須市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診②骨粗しょう症検診③肝炎ウイルス検診④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査⑤特定健康診査非対象者に対する保健指導⑥がん検診等に関する、各種検診の受診結果等の管理、受診券の発行・検診勧奨事務、保健指導・相談事務、健康増進事業の実施に関する情報の提供（健康増進法第19条の4） 番号法の別表第二に基づいて、当市は健康増進に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	
令和4年1月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 健康管理システム（住民健診） 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム（住民健診） 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年1月21日	I 関連情報、5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	-	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第50条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項	事前	